

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「自己の計算において・・・ありません」の口のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月28日
 仙台地方裁判所第4民事部
 裁判所書記官 柏 賢 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月19日 午前 9時00分から 令和 8年 5月26日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月28日 午前10時00分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月12日 午後 3時00分 場 所 仙台地方裁判所第4民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月28日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 仙台市若林区三百人町
地 番 172番2
地 目 宅地
地 積 430.08平方メートル

但し、共有者全員持分全部

3 所 在 仙台市若林区三百人町172番地2
家屋 番号 172番2の2
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階70.66平方メートル
2階29.16平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 浴室・物置
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 約10.75平方メートル

但し、共有者全員持分全部



物件明細書(変更)

令和 8年 2月12日
仙台地方裁判所第4民事部
裁判所書記官 平塚 秀喜

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 3】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
本件共有者らが占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 仙台市若林区三百人町
地 番 172番2
地 目 宅地
地 積 430.08平方メートル

但し、共有者全員持分全部

3 所 在 仙台市若林区三百人町172番地2
家屋 番号 172番2の2
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階70.66平方メートル
2階29.16平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 浴室・物置
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 約10.75平方メートル

但し、共有者全員持分全部



令和7年(ケ)第 81 号
令和7年 9 月 16 日受理
令和7年10月 22 日提出

現況調査報告書

仙 台 地 方 裁 判 所

執行官 磯 田 弘 樹

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 仙台市若林区三百人町
地 番 172番2
地 目 宅地
地 積 430.08平方メートル
- 共有者 A 持分3分の1
共有者 B 持分3分の1
共有者 C 持分3分の1

但し、共有者全員持分全部

- 2 所 在 仙台市若林区三百人町172番地2
家屋 番号 172番2の1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 99.17平方メートル
- (附属建物)
- 符 号 1
種 類 物置
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 5.95平方メートル
- 共有者 A 持分3分の1
共有者 B 持分3分の1
共有者 C 持分3分の1

但し、共有者全員持分全部

- 3 所 在 仙台市若林区三百人町172番地2



物 件 目 録

家屋 番号 172番2の2

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階70.66平方メートル
2階29.16平方メートル

共有者 A 持分3分の1
共有者 B 持分3分の1
共有者 C 持分3分の1

但し、共有者全員持分全部



その他の事項

- 1 調査時、物件3建物内には家財道具が大量に雑然と置かれたままになっており、申立人兼共有者Aの法定代理人後見人Dの陳述その他建物内の状況から、物件3建物は空き家状態であると認められた。
- 2 物件3建物の基礎部分には多数の亀裂があり、建物内も傾きや経年劣化等による損傷箇所が多数認められた。
- 3 物件3建物に隣接して浴室兼物置が1棟存在する。本建物は、物件3建物の常用に供され、物件3建物と同一所有者と認められることから、物件3建物の未登記附属建物と認定した。
- 4 物件3建物に隣接して、本件共有者らが共有するスチール製の物置(動産)が1基設置されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

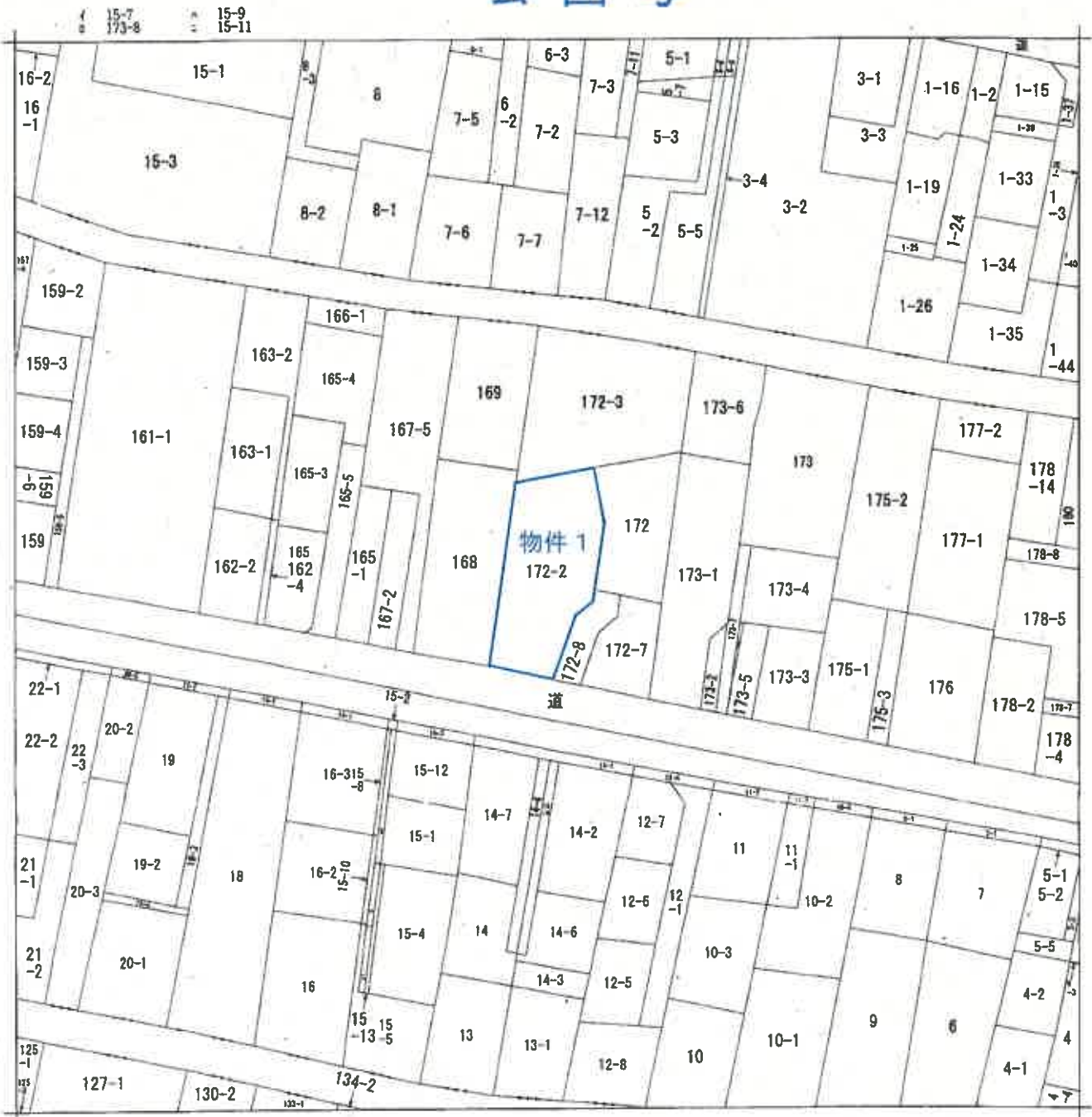
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ D (申立人兼共有者Aの 法定代理人後見人)	1 物件1土地は、物件3建物の敷地としての使用以外に第三者に貸している部分はありません。 2 物件2建物は滅失して存在しません。 3 物件3建物は、令和元年頃以降空き家になっています。 4 物件3建物に隣接して存在する未登記の浴室兼物置及びスチール製の物置はいずれも本件共有者らの所有物です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R 7年9月18日 (木) 11:30 - 11:35	仙台市資産課税課	間取図申請
R 7年9月18日 (木) 11:50 - 12:10	仙台北務局	物件1について地積測量図及び物件2建物について建物図面申請(いずれも無し)
R 7年9月24日 (水) 10:00 - 10:10	物件所在地	物件確認
R 7年9月29日 (月) 10:30 - 10:35	仙台市資産課税課	間取図受領
R 7年10月2日 (木) 14:30 - 14:35	執行官室(電話)	申立人兼共有者Aの法定代理人後見人Dに期日通知
R 7年10月6日 (月) 11:30 - 11:40	仙台北務局	未登記建物の存否について調査
R 7年10月9日 (木) 12:40 - 13:20	物件所在地	物件調査, 占有関係調査, 写真撮影, 評価人同行
R 7年10月9日 (木) 13:30 - 13:40	若林区役所道路課, 街並み形成課	接道調査
R 7年10月9日 (木) 13:40 - 13:50	申立人兼共有者Aの法定代理人後見人Dの事務所	占有関係等について調査
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和7年10月9日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人Eを立ち合わせ, 申立人兼共有者Aの法定代理人後見人Dから借り受けた鍵により解錠して建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	成田町	A 五十人町
	三百人町	
	三百人町	

請求部	所在	仙台市若林区三百人町		地番	172番2	A 4判に縮小		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面	
種類	旧土地台帳附属地図							
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	方位不明

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年5月30日
仙台法務局

地図整理番号：M98232

登記官

(1/1)

(7 枚目)

登記年月日：昭和44年2月13日

855623

家屋番号 172-2-2

建物の所在 山台市三石町172番の2

建平

図面

図面

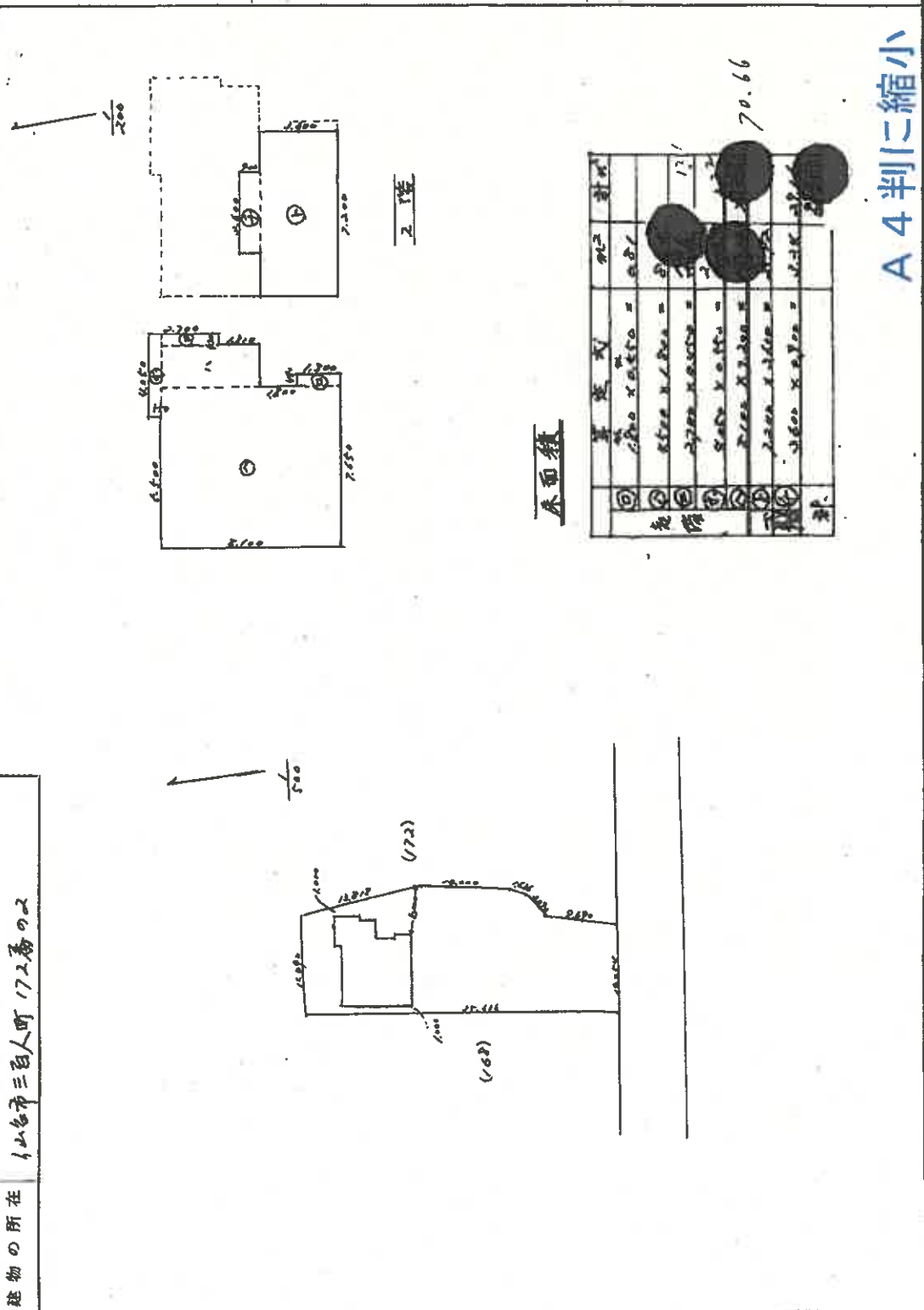
建物

図面

図面

物件1

作製者	年月日
作製者	年月日



A4判に縮小

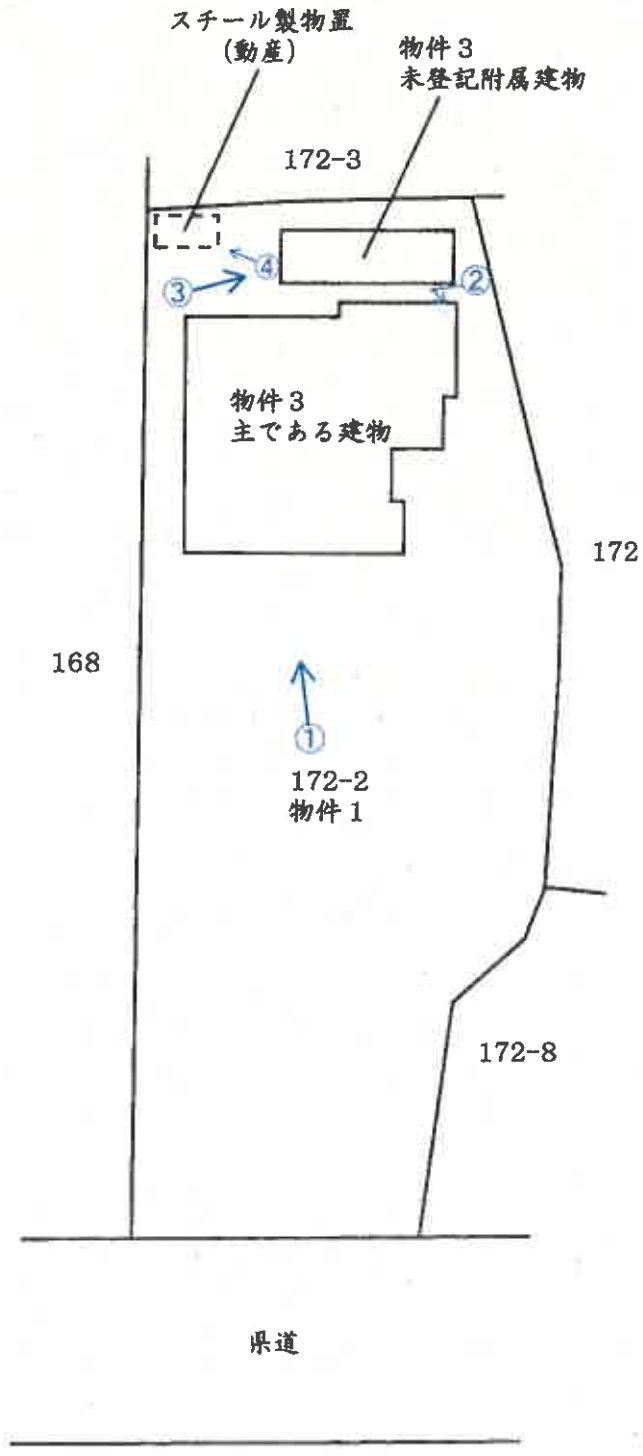
544,2.13

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。

令和7年5月30日 仙台法務局

登記官

土地建物位置関係図



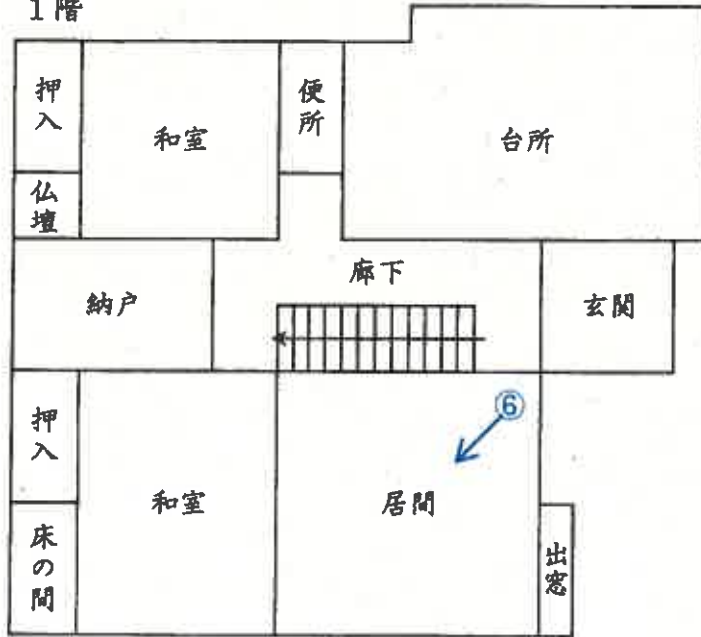
←○印は写真撮影位置であり、○印の中の数字は写真番号である。

建物間取図 (物件3)

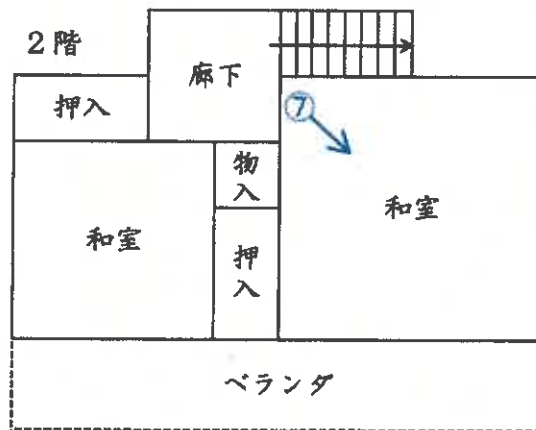


主である建物

1階



2階



未登記附属建物



$$1.82 \times 5.91 = 10.7562$$

床面積 10.75m²

←○印は写真撮影位置であり、○印の中の数字は写真番号である。

(10 枚目)

写真 1

物件 3



物件 1

写真 2

亀裂



写 真 3

物件 3 未登記附属建物



写 真 4

スチール製物置(動産)



写 真 5 物件 3 隣接地に越境している庭木の枝葉の一部



県道

物件 1

写 真 6



写真 7



写真 8



令和 7 年 (ケ) 第 81 号
令和 7 年 10 月 9 日 現地調査
令和 7 年 10 月 24 日 評 価

仙台地方裁判所 第 4 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

宮 本 一 輝

第1 評価額

	一括価格
	金44,906,000円
	内訳価格
物件1 (土地)	金20,155,000円
物件3 (建物)	金24,751,000円

- 1 一括価格は、物件1・3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないのが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地積	別紙物件目録記載のとおり	
3	所家屋番 種屋番 構種 床面 面積		(未登記附属建物) 種類：浴室・物置 構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積：10.75㎡（概測）
番号	特記事項		
2	物件2主である建物及び附属建物符号1はいずれも滅失している。		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等

○物件1

位置・交通 (道路距離)	仙台市営地下鉄東西線「連坊」駅の南東方・道路距離約850m (別添『位置図』参照)	
付近の状況 (道路距離)	J R仙台駅の南東方直線距離約2km付近に形成された旧来からの住商混在地域で、地域内には店舗、併用住宅、共同住宅等が建ち並んでいる。街路は幅員約7mの県道荒井荒町線が東西に走っている。各公共公益施設等への接近性については以下のとおり。将来の動向としては、特に変動要因は認められず、現在の地域的特性を維持しつつ推移するものと予測する。	
	バス停「三百人町」 約200m 仙台保春院前丁郵便局 約200m ヨークベニマル遠見塚店 約1.3km	若林区役所 約350m 市立南小泉小学校 約850m 市立南小泉中学校 約700m
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 近隣商業地域(一部第二種住居地域) 80%(一部60%) 300%(一部200%) 準防火地域 第四種高度地区(一部第三種高度地区) 立地適正化計画「居住誘導区域/都市機能誘導区域」 駐車場附置義務条例「近隣商業地域等」 景観計画「沿線市街地ゾーン」 屋外広告物条例「禁止地域」 宅地造成及び特定盛土等規制法「宅地造成等工事規制区域」
画地条件	地積 間口・奥行 形状 地勢 街路接面状況 その他	430.08㎡ 約10.5m・約35m 不整形 概ね平坦 中間画地 なし
接面道路の状況	南側で幅員約7mの舗装県道に等高に接面 (建築基準法42条1項1号道路)	
土地の利用状況等	戸建住宅の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道：有 下水道：有 ガス配管：有 (注) 供給処理施設における「有」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常費用で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「無」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定は無い。	
土壤汚染の有無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において土壤汚染の徴表は認定し難い。	
特記事項	下水道及び都市ガスについては、県道沿いに敷設されている本管から新たに引き込む必要がある。なお、目的物件内の南東部分の地中には、使用不可の下水道管及びガス管が残っている。 スチール製物置(動産)が1基認められる。 雑草が繁茂しており、庭木の枝葉の一部が隣接地に大幅にはみ出ている。	

2. 建物の概況及び利用状況等

○物件3

区 分	主である建物：家屋番号172番2の2	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記）	昭和43年2月6日新築
	経過年数	約58年
	経済的残存耐用年数	満了
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	
仕 様	外 壁	リシン吹き付け
	内 壁	砂壁、板張りほか
	天 井	敷目天井、ジプトーンほか
	床	畳、板張りほか
	設 備	電気、給排水、衛生設備
	そ の 他	なし
<p>(注) 建物に付属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。</p>		
床 面 積 (現 況)	1階 70.66㎡	
	2階 29.16㎡	延 99.82㎡
現 況 用 途 等	現況用途	居宅
	間取り	別添『建物間取図』のとおり
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特 記 事 項	<p>現況は空家で、多数の残置物が認められる。 基礎部分に多数の亀裂が、建物内も傾きや経年劣化等による多数の損傷箇所が認められる。 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</p>	

区 分	未登記附属建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日	不詳
	経過年数	不詳
	経済的残存耐用年数	満了
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	
仕 様	外 壁	サイディング
	内 壁	ビニールクロスほか
	天 井	ビニールクロスほか
	床	塩ビシートほか
	設 備	電気、給排水、衛生設備
	そ の 他	なし
(注) 建物に付属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。		
床 面 積 (現 況)	10.75㎡ (概測)	
現 況 用 途 等	現況用途	浴室・物置
	間取り	別添『建物間取図』のとおり
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特 記 事 項	現況は空家で、残置物が認められる。 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

(1) 土地価格

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	203,000	0.90	430.08	0.95	74,647,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準等）

地価調査 【若林(県)5-3】

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{規準とした価格等} \\ 235,000\text{円/㎡} & \times & \frac{101.4}{100} & \times & \frac{100}{102} & \times & \frac{100}{115} & = & 203,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：角地 +2 (1.02)

◇ 地域格差：街路条件 +5 (1.05)

環境条件 +15 (1.15)

行政的条件 -5 (0.95)

相乗積 115% (1.05×1.15×0.95=1.15)

イ 個別格差：不整形 -5 (0.95)

供給処理施設の状態 -5 (0.95)

相乗積 90% (0.95×0.95=0.90)

ウ 地積：登記数量

エ 建付減価：建物の陳腐化 -5 (0.95)

(2) 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
物件3 主である 建物	180,000	99.82	0.01	180,000
物件3 未登記 附属建物	150,000	10.75	0.01	16,000
合計				196,000

ウ 現価率

主である建物及び未登記附属建物はともに経済的耐用年数が満了していることから、物理的損傷の程度や保守管理状況等を考慮の上、現価率を1%と判断した。

2. 評価額の判定

前記により求めた各価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ	土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	74,647,000	1.00	0.55 法定地上権	41,056,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：上記物件番号の土地の全範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のとおりと判断した。

(2) 評価額（内訳価格及び一括価格）

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	74,647,000	-41,056,000	1.00	1.00	0.60	20,155,000
3	196,000	+41,056,000	1.00	1.00	0.60	24,751,000
一括価格（合計）						44,906,000

ウ 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ 市場性修正：修正の必要はないものと判断した。

オ 競売市場修正：「評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※ 算定結果については、千円未満四捨五入の処理を行なった。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

地価調査基準地 【若林(県)5-3】

所 在 : 仙台市若林区保春院前丁5番113
価 格 : 235,000円/㎡
位 置 : 仙台市営地下鉄東西線「薬師堂」駅の南西方約950m (道路距離)
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 859㎡
供給処理施設 : 上水道有、都市ガス有、下水道有
接 面 街 路 : 北16m舗装県道、東側道
用途指定等 : 第二種住居地域、指定建蔽率60%、指定容積率200%、準防火地域
地域の概要 : 店舗、一般住宅、マンション等が混在する県道沿いの商業地域

第7 附属資料

1. 位置図 (国土地理院「G S I M a p s」)
2. 公図 (地図に準ずる図面)
3. 建物図面・平面図
4. 土地建物位置関係図
5. 建物間取図

以 上

物 件 目 録

1 所 在 仙台市若林区三百人町
地 番 172番2
地 目 宅地
地 積 430.08平方メートル

但し、共有者全員持分全部

2 所 在 仙台市若林区三百人町172番地2
家屋 番号 172番2の1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 99.17平方メートル

(附属建物)

符 号 1
種 類 物置
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 5.95平方メートル

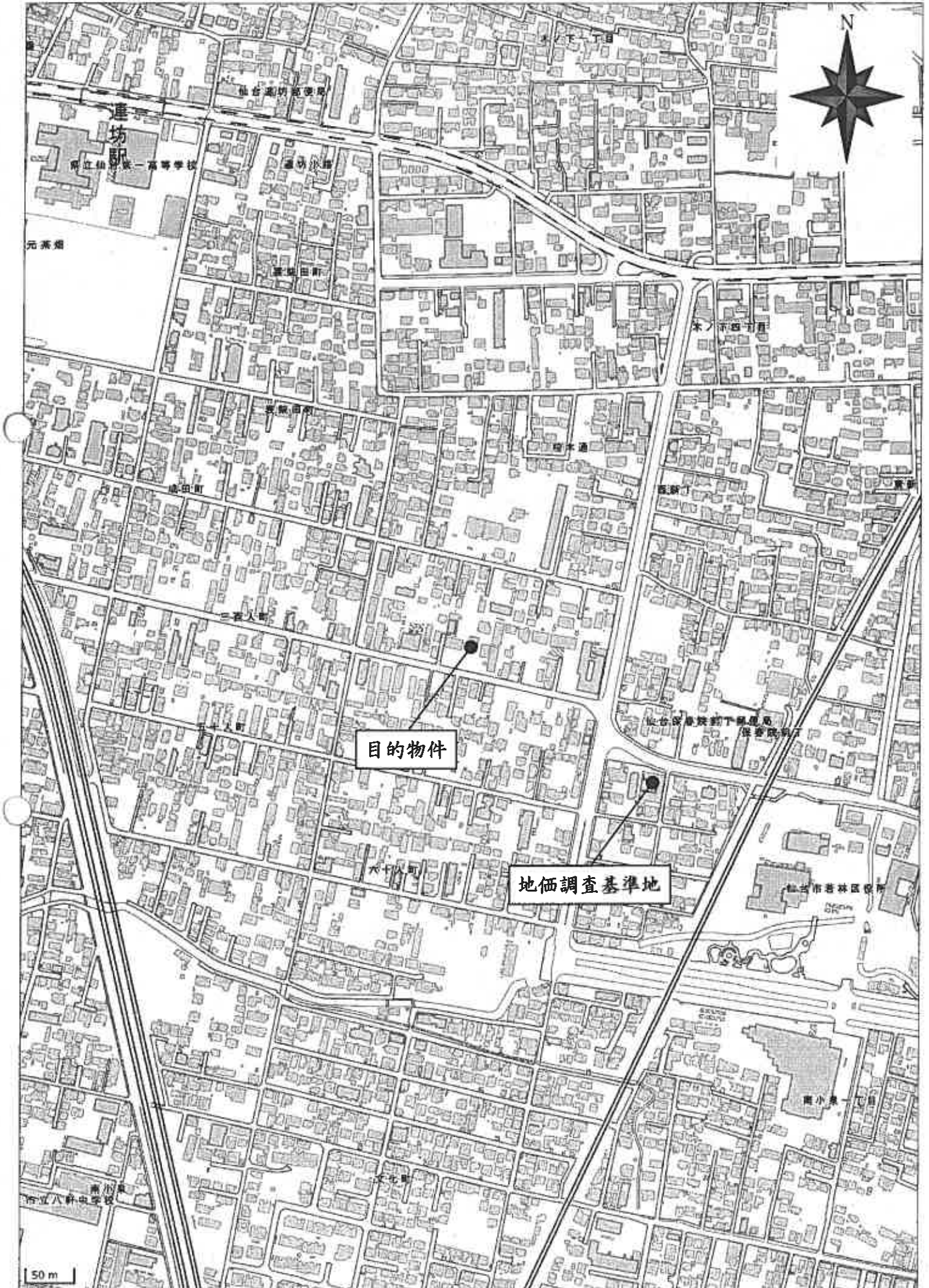
但し、共有者全員持分全部

3 所 在 仙台市若林区三百人町172番地2

物件目録

家屋 番号 172番2の2
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階70.66平方メートル
2階29.16平方メートル

但し、共有者全員持分全部



15-7 15-9
173-8 15-11



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	成田町 A 五十人町
	三百人町
	三百人町

請求部	所在	仙台市若林区三百人町		地番	172番2		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項	方位不明

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年5月30日
仙台法務局

地図整理番号：M98232

登記官

(1/1)

A4判に縮小

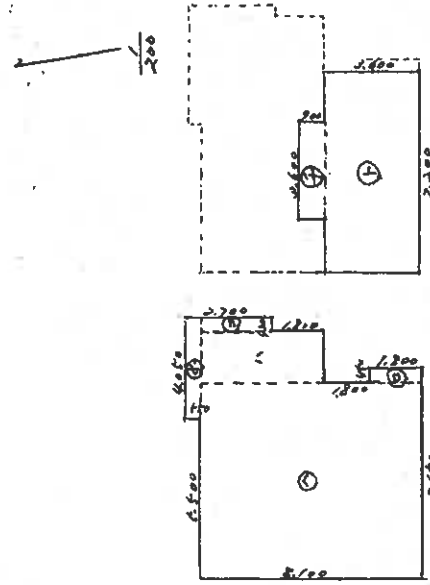
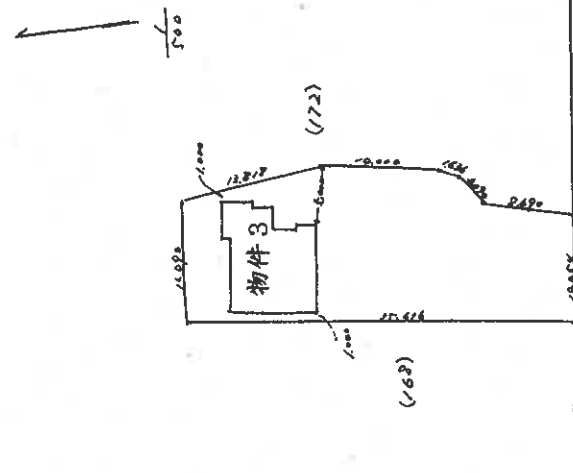
登記年月日：昭和44年2月13日

8555623

家屋番号 172-2-2

建物の所在 仙台市三好町172番の2

建物平面図



2階

床面積

号	算定式	m ²	計
①	1.800 x 0.550 = 0.99		
②	4.500 x 1.800 = 8.10		
③	2.700 x 0.550 = 1.485		
④	4.500 x 0.550 = 2.475		
⑤	2.300 x 2.300 = 5.29		
⑥	2.600 x 0.800 = 2.08		
計			20.32

70.66

縮尺 1/

製作年月日

昭和44年 拾月 拾日

作者

土橋 隆雄 建築士

申請人

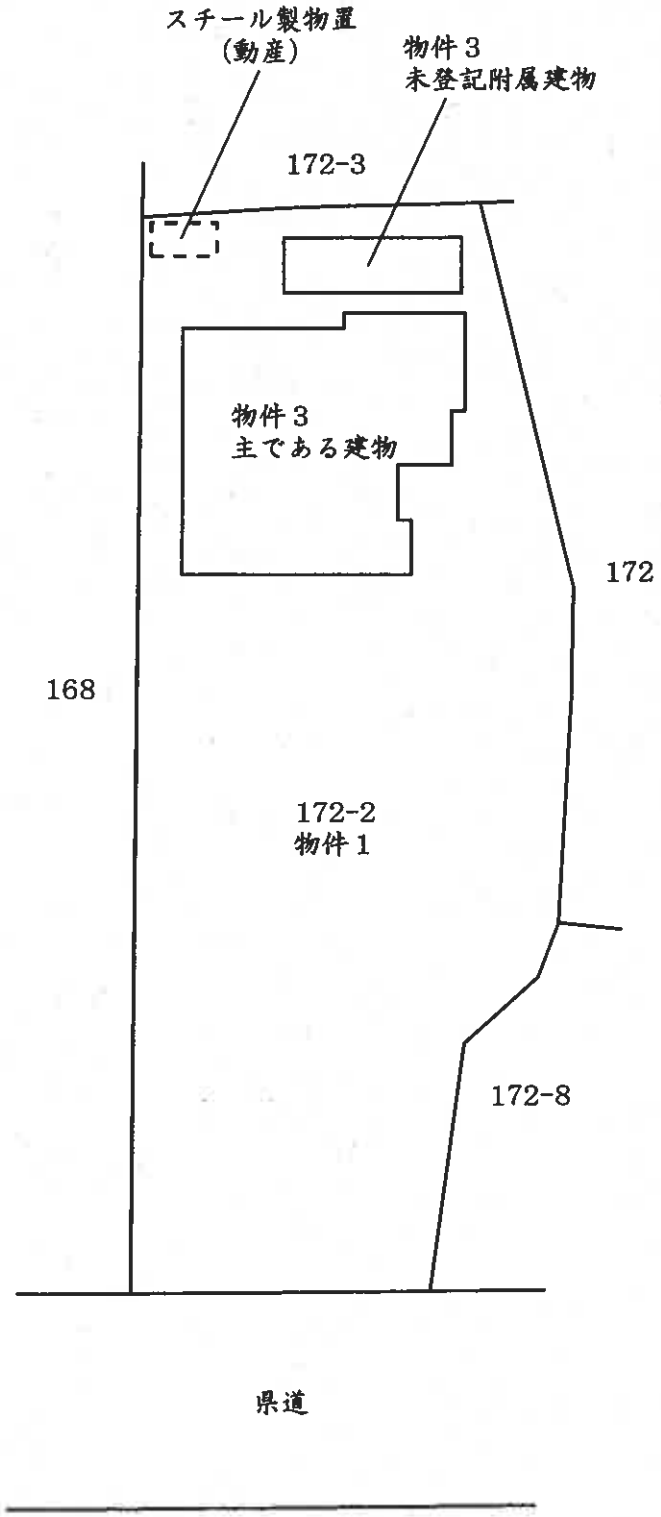
544.2.13

地図整理番号：M98233

A 4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年5月30日 仙台法務局 登記官

土地建物位置関係図

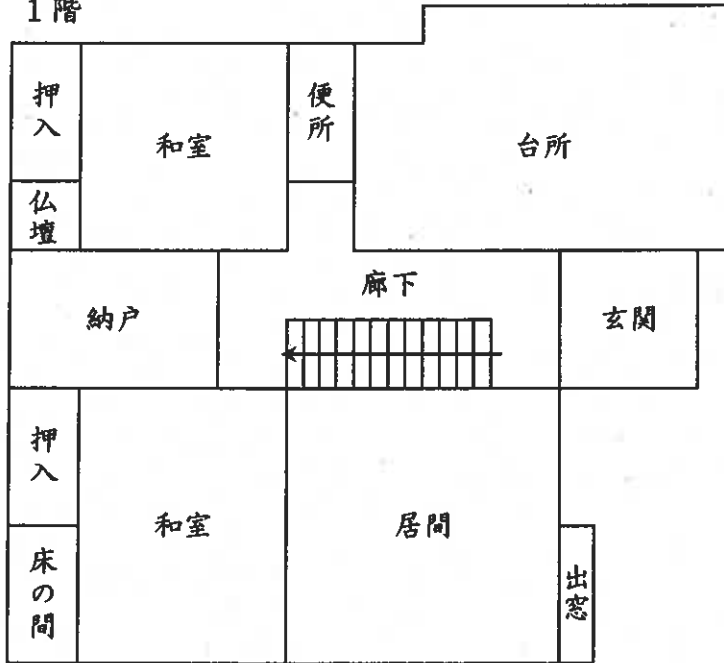


建物間取図 (物件3)

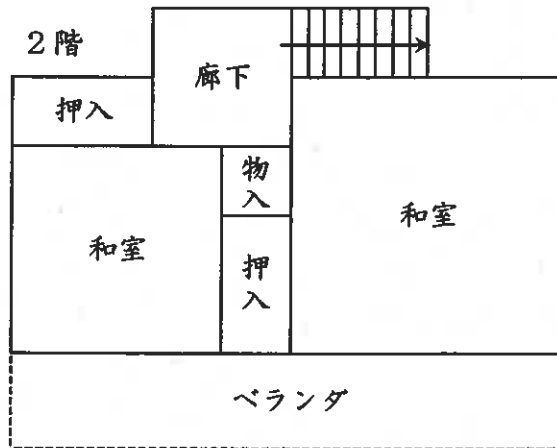


主である建物

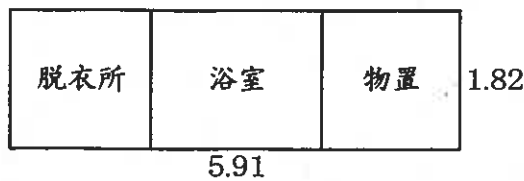
1階



2階



未登記附属建物



$1.82 \times 5.91 = 10.7562$

床面積 10.75㎡